

教員免許制度について

1. 免許状主義と開放制の原則

免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状
(有効期間10年)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

専修免許状
(修士課程修了程度)

一種免許状
(大学卒業程度)

二種免許状
(短大卒業程度)

○ 授与権者
都道府県教育委員会

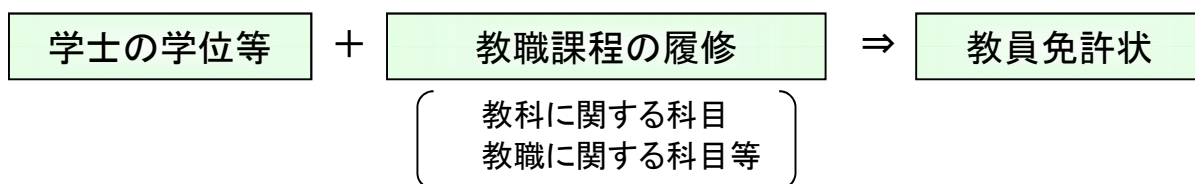
○ 免許状の有効範囲

・普通免許状 : 全ての都道府県

・特別免許状 } 授与を受けた
・臨時免許状 } 都道府県内

3. 免許状の授与

- ① 「大学における養成」が基本。



- ② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所
要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

4. 免許主義の例外

① 特別非常勤講師

H28年度届出件数: 20, 771件

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能**(任命・雇用する者が、**あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要**)。

② 免許外教科担任制度

H28年度許可件数: 10, 951件

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能
(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

② 専科担任制度

H28. 4. 1~H29. 3. 31の合計件数:

中学校免許状による小学校専科担任数 5, 783件

高等学校免許状による小学校専科担任数 204件

高等学校免許状による中学校専科担任数 32件

中学校や高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。(例: 中学校の理科の教員が、小学校の理科の授業を行う)

高等学校の専門教科等の免許状を有する者は、中学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。(例: 高等学校の情報の教員が、中学校の技術の授業を行う)

① 普通免許状

H28年度授与件数: 211, 327件

(内訳) 専修免許状: 13, 258件

一種免許状: 150, 759件

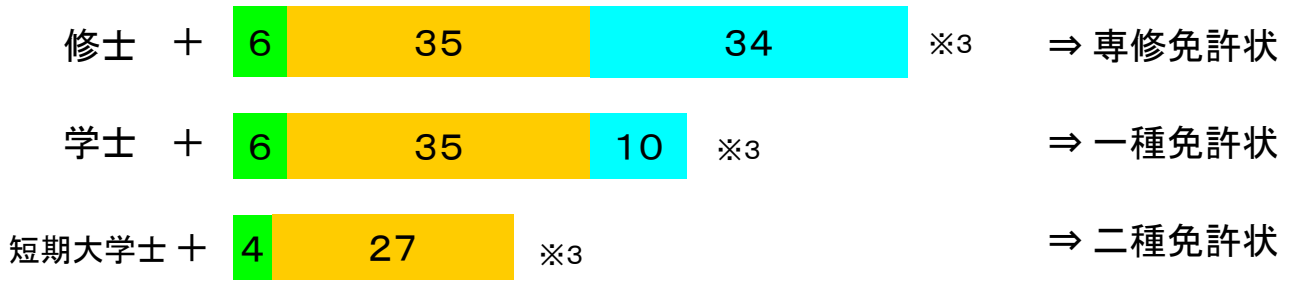
二種免許状: 47, 310件

大学で修得する 所要単位

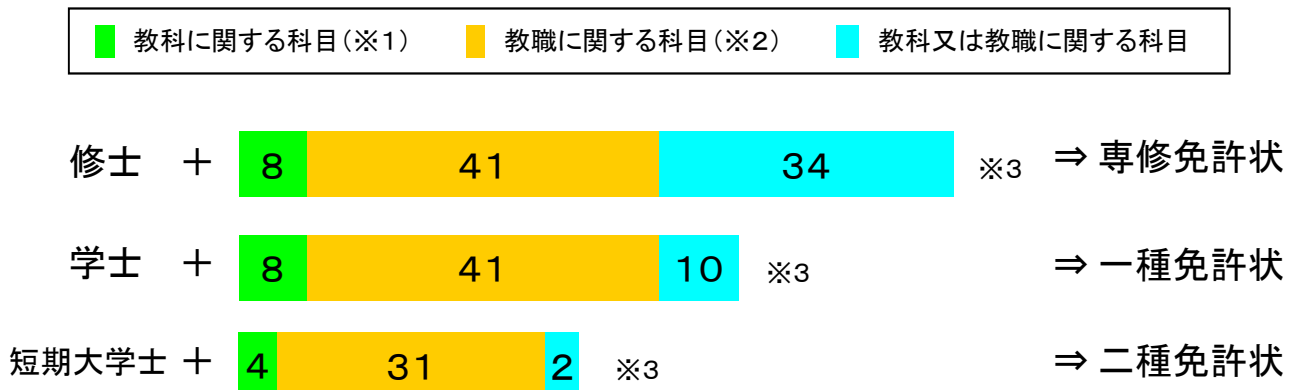
(単位)

	専修免許状 (修士)	一種免許状 (学士)	二種免許状 (短期大学士)
幼稚園教諭	83	59	39
小学校教諭	91	67	45
中学校教諭	91	67	43
高等学校教諭	91	67	—

幼稚園の場合の修得単位



小学校の場合の修得単位



中学校の場合の修得単位

修士 +	20	31	32	※3	⇒ 専修免許状
学士 +	20	31	8	※3	⇒ 一種免許状
短期大学士 +	10	21	4	※3	⇒ 二種免許状

高等学校の場合の修得単位

修士 +	20	23	40	※3	⇒ 専修免許状
学士 +	20	23	16	※3	⇒ 一種免許状

- ※1 幼稚園は、国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育のうち1以上の科目。
小学校は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、課程、体育のうち1以上の科目。
中学校、高等学校については取得する免許教科ごと(国語(国語学、国文学等)、数学(代数学、幾何学等)、理科(物理学、化学等)等)
- ※2 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程及び指導法に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習、教職実践演習
- ※3 この他に、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作(各2単位)の修得が必要。また、小・中の場合介護等体験が必要。

② 特別免許状

H28年度授与件数: 186件 (平成元~H28年度総授与件数: 1, 101件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

- 授与要件: ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
: ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

③ 臨時免許状

H28年度授与件数: 8, 405件

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

- 授与要件: 都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体)の合格